

第33回 愛知県地方港湾審議会（衣浦港部会）

日時：平成23年12月27日（火）

午後2時～2時22分

場所：アイリス愛知2F コスモス4・5

開 会

○司会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第33回愛知県地方港湾審議会（衣浦港部会）を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、愛知県建設部港湾課の栗本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、衣浦港圏内であります地方港湾常滑港の港湾計画の軽易な変更に関する事項について、愛知県地方港湾審議会部会設置規程第2条に規定しております衣浦港部会でご審議いただきます。

それでは、各委員にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

本日の議事次第、出席者名簿、配席図、ご審議をいただきます港湾計画書の案、港湾計画資料の案、参考資料及び常滑港要覧をお配りしております。

お手元の資料など、不足されている方はございませんでしょうか。

委員紹介

○司会 では、続きまして、本日出席の委員の皆様方をご紹介します。

当審議会条例第6条第2項の規定により、衣浦港部会委員として、今回会長から指名がございましたのは、10名の方々でございますが、このうち、本日は代理の方を含めまして10名の方にご出席をいただいております。

それでは、順にご紹介させていただきます。

正面右側、当審議会（衣浦港部会）の部会長をお願いしております、愛知学院大学教授の竹内委員でございます。

○竹内委員（1号委員・愛知学院大学教授） 竹内です。よろしくお願いいたします。

○司会 次に、正面左側、名古屋工業大学准教授の秀島委員でございます。

○秀島委員（1号委員・名古屋工業大学准教授） 秀島です。よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、正面の竹内内部会長に向かって右隣から順に、社団法人伊勢湾海難防

止協会専務理事の山崎委員。

○山崎委員（2号委員・社団法人伊勢湾海難防止協会専務理事） 山崎でございます。よろしくお願ひします。

○司会 半田港運株式会社社長の柘植委員。

○柘植委員（2号委員・半田港運株式会社社長） 半田港運の柘植でございます。

○司会 経済産業省中部経済産業局長の紀村委員の代理の地域振興課長、中島様。

○中島委員（4号委員・代理・経済産業省中部経済産業局地域振興課長） 中島です。よろしくお願ひします。

○司会 国土交通省中部運輸局長の甲斐委員の代理の海事振興部長、直里様でございます。

○直里委員（4号委員・代理・国土交通省中部運輸局海事振興部長） 直里でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 次に、正面の秀島委員に向かって左隣から順に、碧南市長の禰亘田委員。

○禰亘田委員（5号委員・碧南市長） どうも禰亘田です。よろしくお願ひいたします。

○司会 常滑市長の片岡委員。

○片岡委員（臨時委員・常滑市長） 片岡です。よろしくお願ひいたします。

○司会 国土交通省中部地方整備局長の足立委員の代理の名古屋港湾事務所長、川田様。

○川田委員（4号委員・代理・国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所長） 川田でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 第四管区海上保安本部長の木田委員の代理の中部空港海上保安航空基地長の星野様でございます。

○星野委員（4号委員・代理・中部空港海上保安航空基地長） 星野でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。

以上の方々の出席を賜っております。

部会長あいさつ

○司会 続きまして、竹内部会長様からごあいさつをお願いいたします。

○竹内部会長 それでは、座って失礼させていただきます。

部会長の竹内でございます。

当審議会は、昭和49年に設置されて以来、回を重ねてまいりまして、本日は第33回の審

議会でございます。本日は、地方港湾である常滑港の港湾計画の軽易な変更についてご審議願います。

平成14年に策定された常滑港港湾計画では、りんくう地区公共埠頭用地は、フェリー、旅客船及びその他化学工業品等の内貿一般貨物を扱う物流・交流拠点ゾーンとして位置づけておりますが、平成19年3月のフェリー撤退後、常滑市が常滑港りんくう地区及び周辺地区の利活用について検討を進め、マリーナを主とした利活用とする計画を策定したところであります。

今回の軽易な変更は、常滑市により策定された計画に基づき、りんくう地区のフェリー計画をマリーナ計画としていく変更案について、また、港湾物流機能を拡充するため、常滑地区の土地利用計画の変更案について、港湾管理者である愛知県からの諮問を受け、ご審議いただくものでございます。

この港湾計画の変更について、委員の皆様方の深いご見識を賜り、十分にご審議をいただきますとともに、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

当審議会条例第7条第2項の規定に基づきまして、以後は竹内部会長様に議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

会議録署名人の指名

○竹内部会長 では、議事に入ります前に、本日の部会の会議録署名人を、私のほかに秀島委員と山崎委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 事

常滑港港湾計画の軽易な変更について

(りんくう地区のマリーナ計画及び常滑地区の土地利用計画について)

○竹内部会長 それでは、議事に入ります。

幹事から議案の説明をお願いします。

○事務局(幹事・足立港湾課長) 本審議会の幹事を務めさせていただきます港湾課長の足立でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これから常滑港港湾計画の軽易な変更につきましてご説明をさせていただきます

ます。

失礼して、座らせていただいて説明させていただきます。

お手元のほうに、常滑港の港湾計画書（案）と、それを補足する常滑港港湾計画資料（案）及び参考資料を配付させていただいております。あわせてご覧いただきたいと思います。また、常滑港要覧、青い要覧でございますが、お配りしておりますので、常滑港全体図に関しましては、こちらをご覧いただきたいと思います。

説明につきましては、参考資料ということで、A4横の資料のほうで、それに沿って説明をさせていただきます。

今回の変更内容につきましては、りんくう地区マリーナ計画と、それから、常滑地区土地利用計画の変更をするものでございます。

2ページのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらは、常滑港港湾計画位置図でございます。常滑港は、県内に12ある地方港湾の1つでございます。伊勢湾に面し、知多半島西岸中央部に位置しております。常滑港は、常滑地区、樽水地区、りんくう地区、空港地区の4地区がございます。主に、窯業品や砂、砂利、水産品のほか、航空機で使用する燃料や、国内で生産された航空機部品の輸出などを取り扱っております。また、中部国際空港の海上アクセスターミナルとして、空港地区には津、松阪を結ぶ高速船が就航しております。

現在の常滑港港湾計画は、中部国際空港の計画に合わせ、平成14年11月に新規策定されたものでございます。資料には、今回変更となりますりんくう地区と常滑地区を赤丸で示させていただいております。

それでは、りんくう地区のマリーナ計画よりご説明をさせていただきます。

3ページのほうをご覧いただきたいと思います。

りんくう地区につきましては、常滑と鳥羽を結ぶフェリー航路が平成17年に就航しましたが、平成19年に廃止となり、それ以降、港湾利用がされていない状況となっております。こうした中、常滑市では、昨年5月に、りんくう地区及び周辺地区のあり方について、活性化検討委員会を立ち上げ、3回にわたり委員会を開催し、10月には、りんくう地区及び周辺地区の利活用の指針となる常滑港りんくう地区及び周辺地区活性化計画を策定いたしました。それに基づきまして、フェリー用地及びその周辺エリアにおきまして、マリーナを主とする事業を民活により実施することにより活性化を図ることといたしました。

今回の計画変更は、常滑市からの常滑港活性化を図るため、マリーナを主とする事業を

位置づけしてほしいという要請を受け、フェリー埠頭計画を廃止し、マリーナ計画を位置づけるものでございます。

4 ページのほうをご覧いただきたいと思います。

フェリー埠頭計画につきましては、フェリー航路が廃止されたことに伴いまして、フェリー栈橋として計画に位置づけられておりました水深5.5メートルの岸壁115メートルを廃止することといたします。また、マリーナとして利用するため、マリーナ計画として小型栈橋1基を今回計画で新規に位置づけることとなります。

次に、5 ページのほうをご覧いただきたいと思います。

このマリーナ計画に伴いまして、公共埠頭計画として現在計画されています水深5.5メートルの公共岸壁3バース、300メートルを2バース、200メートルに変更いたします。既定計画で位置づけられています300メートルの岸壁は、貨物船、作業船、遊覧船が対象船舶として計画されておりましたが、今回、遊覧船を対象とした岸壁100メートルを削除するものでございます。

また、マリーナの港内静穏度を確保するため、西防波堤を224メートルから408メートル、それから、南の防波堤を334メートルから364メートルに変更いたします。このほか、官公庁船係留のため位置づけられておりました小型船だまり計画も廃止といたします。

次に、6 ページをごらんください。

続きまして、りんくう航路の変更でございます。マリーナの静穏度を確保するため、計画する防波堤の延伸に伴いまして、りんくう航路の幅員を140メートルから一部を82メートルに変更いたします。既定計画では、フェリー運航により対象船舶が頻繁に航路上で行き交う可能性が高いため、対象船舶の全長の1.5倍以上の幅員といたしまして140メートルとしておりましたが、フェリー航路が廃止となり、また、貨物船が頻繁に行き交う可能性も少ないと想定されますので、対象船舶の全長以上とさせていただいております。

以上がマリーナ計画に関する変更の内容でございます。

なお、今回の計画につきましては、今年の8月と11月の2回にわたりまして開催されました航行安全特別専門委員会により、マリーナ設置計画及び安全対策の検討を行っていただいております。

次に、7 ページをご覧いただきたいと思います。

続きまして、常滑地区の土地利用計画の変更についてご説明させていただきます。

今回の変更内容につきましては、常滑地区におきまして、常滑市により平成6年に埋め

立てがなされ、公園緑地として計画されておりましたその他緑地を、常滑市のまちづくり計画にあわせまして、港湾物流機能の拡充を図るため、港湾関連用地に変更させていただくものでございます。

最後に、8ページをご覧くださいと思います。

その常滑地区の変更箇所といたしましては、常滑地区のその他緑地5.4ヘクタールのうち4.4ヘクタールを港湾関連用地に変更するものでございます。

今回、りんくう地区のマリーナ計画と常滑地区の土地利用計画の変更に対する環境への影響につきましては、大気、騒音、潮流の検討を行いました。変更に伴う負荷等の変化はわずかであることから、今回計画が周辺環境に与える影響は軽微であるものと考えております。

なお、本日の審議会に先立ちまして、中部空港海上保安航空基地長さんに協議を申し上げ、問題なしとの回答をいただいております。また、社団法人伊勢湾海難防止協会さん及び県環境部に対しても照会をさせていただき、こちらも問題なしとの回答をいただいております。

これで、今回の港湾計画の変更につきましての説明のほうを終わらせていただきます。何とぞご審議のほどよろしく願いをいたします。

○竹内部会長 ありがとうございます。

今の説明について、何かご意見、ご質問がございましたら。

もしないようでしたら、地元関連市である常滑市長さんも見えていますので、一度ご意見をお願いします。

○片岡委員（臨時委員・常滑市長） こんにちは。

それでは、私どもの案件で、このように年末大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ほんとうにありがたく思っております。

常滑市では、中部臨空都市を物流、交流の拠点として、商業施設や物流等の企業を誘致するとともに、機能的な質の高い都市空間として、あわせて、マリンレジャーや散策の場として、憩いとにぎわいの海辺エリアの形成を目指しております。

常滑港りんくう地区では、中部国際空港開港と同時に、常滑と鳥羽を結ぶフェリーの運航が開始されましたけれども、残念ながら、平成19年に廃止となりました。

この状況の中、常滑港のりんくう地区及び周辺地区の活性化を図るために、昨年5月に関係機関を構成員とする検討委員会を立ち上げまして、マリーナを主として利活用を図る

こととした活性化計画を取りまとめました。この計画は、常滑市が事業主体となり、設計から整備、運営まですべての段階で民間活力を導入するスキームとし、公募により決定された事業者と検討を進め、その計画案が確定したところであります。

今回、マリナーを主として利活用する計画及び常滑地区における港湾物流機能拡充のための土地利用の変更について、常滑市から港湾管理者である愛知県に港湾計画の変更を要請したものであります。

長引く景気低迷によりまして、企業進出が思うように進まないなど、当地区を取り巻く情勢は大変厳しい状況となっておりますが、イオンモールの開業予定とあわせ、今回のマリナーを主とした利活用による水辺空間としての魅力向上により、背後地にさらなる企業進出を促し、地域全体の活性化に寄与することができるものと考えております。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○竹内部会長 どうもありがとうございました。よろしくという意見ですので。

続きまして、愛知県港湾協会会長であられる碧南市長様のほうから少しご意見をいただきたいと思ひますが。

○禰亘田委員（5号委員・碧南市長） どうも碧南市長の禰亘田でございます。

常滑港につきましては、地域に密着した港湾とともに、中部国際空港との連携によって、効率的なシー・アンド・エアにより、航空機部品を取り扱う港湾として重要な役割を果たしておると認識しております。

衣浦港で製造した航空機の部品を船で常滑港に運びまして、中部国際空港から世界へ空輸するというようなことが現実となっておるということでございまして、常滑港は、そういった意味からも、中部国際空港の海上アクセスターミナルとして非常に期待をされる港であるというふうに認識をしております。

今回の計画変更につきましては、地元の常滑市さんが事業主体ということで計画を取りまとめられたというふうに認識をしております。この計画の実行によりまして、港のにぎわいとか、企業進出を活性化させまして、常滑港の発展に寄与できるというふうに私も思ひますので、この計画変更につきましては積極的に賛同していききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹内部会長 どうもありがとうございました。

関連するお二方にご意見を伺ひましたが、ほかに何かご意見はございますでしょうか。

別にございませぬようでしたら、決議に移らせていただきたいと思ひますが。

今回諮問のありました常滑港港湾計画の軽易な変更につきて、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内部会長 どうもありがとうございます。

では、原案どおり認めるということにいたしたいと思ひます。

委員の皆様方、年末の大変お忙しいときにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、議事の円滑な進行にご協力いただきまして、部会長として厚く御礼申し上げます。

以上で、事務局、お願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

議事は以上でございます。

港湾管理者あいさつ

○司会 最後に、港湾管理者として、建設部の平井技監からあいさつをちょうだいしたいと思ひます。お願いいたします。

○事務局（幹事・平井建設部技監） 皆さん、こんにちは。

愛知県の建設部の技監の平井でございます。

港湾管理者は県でございます。私どもから、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思ひます。

今日は、年末の本当にお忙しい中、この委員会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、平素から県の港湾行政ばかりでなく、県の建設行政全般にわたりまして、深いご理解とご支援をいただいていますこと、この場をおかりして御礼申し上げます。

また、今回、原案を認めていただきましてありがとうございます。港湾を取り巻く状況、今、フェリーの撤退ということもございましたけれども、日々刻々と変わっております。そういった面で、先ほど来、常滑市さんがまとめた案ということでございましたが、港湾管理者としても、港湾の活性化、また、周辺地区の活性化をあわせてやっていきたいと常に考えておりますので、こういった変更、土地利用の活性化のためには適宜適切に変更を今後も重ねてまいりたいと思ひます。

あまりころころ変えてはいけないと思いますけれども、時代に合った、要請に合った土地利用を図っていきたいと思いますので、今後とも、こういった変更がございます折には、またご支援、ご尽力をお願いしたいと思います。

今日は、ほんとうにどうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

閉 会

○司会 それでは、これをもちまして第33回愛知県地方港湾審議会（衣浦港部会）を終了させていただきます。